

第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきたいと思っております。本日は大変お忙しい中、出席を賜りまことにありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の青野でございます。よろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

1番上に資料目録、その下に議事次第、名簿、座席表、そして会議規約となっております。そして資料1として、河川整備計画（原案）、資料2として当面の進め方、そして、参考資料1となりますけれども、（原案）の概要ということにとじられているものがあります。そして参考資料2として、渡良瀬川における河川整備の効果についてということで、水害リスクの評価の試行版の資料ということで、配付させていただいております。

不足等ございましたら、事務局までよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の小林より御挨拶申し上げます。

○河川部長

おはようございます。関東地方整備局河川部長の小林でございます。この7月14日付で河川部長になりました。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、群馬県、栃木県の両県におかれましては、「第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」に御出席いただきまして、ありがとうございます。昨年11月21日

に本会議を開催いたしまして、渡良瀬川の河川整備計画の目標案をお示しさせていただきまして、妥当であるという御発言をいただいたところでございます。

その後、有識者会議も開催をいたしまして御意見を伺ったところ、御理解をいただいているというところで、その先に進めさせていただきまして、本日は目標を踏まえまして整備計画（原案）と当面の進め方につきまして、後ほど御説明させていただきたいというふうに思っております。限られた時間でございますけれども、有意義な御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それでは、早速ではございますけれども、議事に移りたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。議事次第の3、4について、資料の説明をよろしくお願いいたします。

3. 利根川水系渡良瀬川河川整備計画（原案）について

○河川計画課長

おはようございます。河川計画課長の吉井と申します。

それでは、議事に従いまして、資料の御説明を当方のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずお手元に、資料1、河川整備計画（原案）を御用意いただければと思います。

先ほど、冒頭、部長の小林からもございましたように、前回の県会議で目標案をお示ししまして、有識者会議でもそういった目標をお示ししながら御意見をいただいていたところですので、その御意見も踏まえまして、今回は原案ということで取りまとめをさせていただきましたので、本日はこちらの説明をさせていただきます。時間の関係もございまして、ポイントを簡潔に説明させていただくような形にしたいと思います。

また、後ろのほうにございます参考資料1というものも合わせて御用意いただければと思います。こちらは本文の内容を概要として、パンフレット形式でまとめた資料になります。本文の章立てと一致させた構成としておりまして、内容も河川整備計画の原案に記載している記述のうち、主立った内容を引用しておりまして、図や写真なども使いながらで

きるだけわかりやすく取りまとめた資料となっております。説明の中で適宜参照させていただきますので、お手元に御用意いただければと思います。

では、資料1の原案のほうですけれども、表紙をめくっていただきますと目次構成となっております。1章は河川の概要、2章が河川の現状と課題となっております。3章からが本題といたしますか、内容になってまいります、この河川整備計画の位置づけとなる対象区間と対象期間をお示ししている部分になります。4章は河川整備計画の内容の基本となります治水・利水環境に係る目標を記載している箇所になります。5章についてが、整備計画の実施する内容ともいえます治水・利水・環境等にかかわる河川整備の内容について示している箇所。次のページになりますが、6章はその他留意すべき事項というような構成となっております。

内容についてですけれども、1ページからが第1章、最初の部分は渡良瀬川の概要をまとめて記載している箇所になります。参考資料1の概要資料のほうでは、表紙をめくっていただいた1ページのほうに流域の概要の図がありまして、赤枠の範囲が渡良瀬川の流域となっております。

本文のほうですが、4ページからが治水の沿革となっております。6ページを見ていただきますと、主要な洪水が記載されておるページですけれども、昭和22年のカスリーン台風、今からちょうど70年前になりますが、これが流域に未曾有の被害をもたらした洪水として有名でございます。

概要資料の2ページは当時の被災状況の写真なども掲載してございます。この昭和22年の洪水も踏まえまして、ちょっと戻りますが5ページにありますように、渡良瀬川ではこれまで治水計画が策定、見直しをされてきたという経緯がございます。

5ページの25行目からは、現在の渡良瀬川に関して長期計画となります河川整備基本方針の記述になっておりまして、基本方針では目標とする洪水の確率規模を年超過確率100分の1としまして、基準地点高津戸において基本高水のピーク流量4,600m³/sとしまして、河道への配分流量は3,500m³/sとしております。

7ページの4行目からは利水の沿革、それから9ページ目の4行目からは河川環境の沿革なども記載してございます。これが1章の概要になります。

続いて11ページからが第2章となりますが、河川整備の現状と課題をお示ししている箇所になります。2行目からの2.1には、堤防の整備状況を初めとしまして、治水面の現状と課題をまとめて記載しております。例えば、11ページの表2-1や2-2では全体的

に堤防が未整備であったり、浸透対策が必要であったりする区間の現状をお示ししております。さらに12ページの表2-3には平成27年の鬼怒川の災害を契機として設定しました。今後おおむね5年間で優先的に整備が必要な区間を記載しております。

続きまして13ページの1行目、2.2になりますが、こちらは主要地点の流況ですとか、水利用の状況など、利水面の現状と課題をまとめて記載しております。渡良瀬川では今年もそうですけれども、2年から3年に1度の割合で取水制限が行われる渇水が発生しているような状況でございます。

同じページで24行目からの2.3には水質や自然環境、河川空間の利用や景観など、河川環境に関する現状と課題をまとめて記載しております。渡良瀬川の水質については、現在ではおおむね環境基準を満足しているような状況でして、概要資料のパンフレットのほうの4ページにはそうした水質の経年変化の図も記載しております。

少しページをめくっていただきまして、16ページの7行目から2.4ということで、河川の維持管理や危機管理などの河川維持管理の現状と課題をまとめて記載している箇所になります。この内容の中で、例えば18ページの25行目にはこの中として、気候変動の影響による課題をまとめて記載しております。

ここまでが2章の現状と課題の中身になっております。

19ページ目からは第3章となりまして、この整備計画の位置づけとして、計画対象区間を表でお示するとともに、計画対象期間をおおむね30年とすることを記載しております。また、必要がある場合には、計画対象期間内であっても、適宜整備計画の見直しを行うということも記載しております。概要資料のほうでは、対象区間をわかりやすく地図でお示しております。7ページになりますが、その中で対象区間を矢印で囲っている範囲というふうにお示しております。

続いて第4章が20ページからになりますが、第4章では河川整備計画の基本となります。目標に関する事項を記述しております。このページの21行目、河川整備計画では先ほど5ページでふれました河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うための中期的な整備内容を示したものですので、いわば河川整備基本方針の内数ということになってございます。

具体的には、4.1というのは治水面の目標として書かせていただいております。その35行目では、全国のほかの同等な河川の水準を踏まえ、年超過確率を30分の1から40分の1としまして、基準地点高津戸において3,300m³/sとしておりますが、このうち河道整

備において対象とする流量は $3,000\text{m}^3/\text{s}$ というふうにしております。こういった規模の洪水による災害の発生の防止または軽減を図るとというのが、この河川整備計画の目標となります。

5 ページでふれました基本方針では、目標規模は年超過確率で100分の1としておりましたが、この長期的な目標の内数として河川整備計画では対象とするおおむね30年間という期間に達成する目標規模をこのように示しているということになります。

続いて21ページになりますが、今述べました目標に基づいて設定されました渡良瀬川の流量配分図を図4-1に示しております。ここで平成28年11月の前回の第1回の会議でお示しました流量を1カ所訂正しております。具体的には一番右側の藤岡地点の流量を $3,700\text{m}^3/\text{s}$ から $3,600\text{m}^3/\text{s}$ に訂正しております。これは流量の計算において、支川の桐生川にある桐生川ダムの効果量を見込んでいなかったものを見込むようにしました関係で訂正をさせていただいたものでございます。数値を今回訂正させていただいております。

なお、各支川の流量につきましては、各県の圏域整備計画と整合した数字を記載しております。

このページの11行目をごらんいただきますと、次の4.2になりまして、こちらは利水に関する目標としまして、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量を大間々地点において、かんがい期と非かんがい期に分けて記載しております。

次のページ、4.3になりますが、こちらは河川環境に関する目標として、水質の維持改善や、自然環境の保全等の目標を記載しているページになります。

ここまでが第4章目標に関する部分で、次の23ページからが第5章河川整備の実施に関する事項となります。4章の目標を達成するための具体的な整備メニューの内容を記載している箇所になります。

5章は大きく分けまして、施設を新たに設置するようなメニューを23ページから始まり、5.1という項目、それから既存の施設の維持等を適切に実施するためのメニューや項目を31ページから5.2に記載しているという大まかな分けになっておりまして、そのうち5.1についてですけれども、23ページの15行目からが治水対策の施行の場所と実際に治水対策のためにどういったメニューがあるのかという部分を具体的に示している箇所になります。

概要資料の9ページから10ページには、そうした治水対策のメニューを地図に落とした箇所がございますので、こちらを参照していただければと思います。23ページを続けます

が、16行目からが堤防整備についての記載をしております。堤防が整備されていない区間ですとか、標準的な堤防の断面形状に対して、高さや幅が不足する区間の整備を行うということが書いてございます。具体的な場所は24ページから25ページの表5-1に記載しております。

同様に26ページからは(2)として、河道掘削、27ページには浸透・侵食対策を記載しております。河道掘削は対象とする流量を流下させるために必要な箇所等において行います。

浸透・侵食対策については、堤防付近で高速流が発生する箇所などにおいて、護岸整備等を行うというメニューになっております。

続いて30ページ、1行目には(4)橋梁架替を記載しております。具体的には表5-5に渡良瀬川の中橋、桐生川の境橋など、橋梁の桁下高が確保されておらず、洪水の安全な流下を阻害するおそれのある橋梁を対象としております。

同じページの18行目からは、(7)として施設の能力を上回る洪水を想定した対策としまして、先般の鬼怒川での課題を踏まえて、仮に氾濫が発生した場合における迅速な排水や復旧、雨量や水位等の情報収集・伝達のための対策などを記載してございます。

次の31ページからは5.1.2としまして、利水面の事項を記載しております。渡良瀬川では本整備計画において、利水面で新たに整備する施設等は具体的にはございません。

それから同じページの5行目からは5.1.3としまして、河川環境の整備と保全に関する事項、環境面の整備メニューを記載しております。

同じページの12行目に(1)としまして、水質改善対策、19行目には(2)としまして、自然環境の保全と再生について記載をしております。

32ページに行きまして、(3)として、人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備といった内容を記載しております。

ここまでが5.1の項目で、施設の設置等についてのメニューでございしますが、32ページの9行目からは維持のためのメニューとして、5.2、河川の維持の目的、種類及び施行の場所をそれぞれ事項ごとに記載しております。

同じページ、32ページの21行目からは5.2.1としまして、堤防や河道の維持管理、水門や排水機場等の維持管理など、治水のための河川の維持管理に関する事項について記載をしております。

このページ以降数ページ、水門や樋門・樋管など、河川管理施設が表になって整理され

ておりますが、既存の施設をしっかりと維持管理していくという内容を記載している箇所になります。

少し飛びまして、40ページになりますが、33行目からは(12)として、洪水氾濫に備えた社会全体での対応として、氾濫した場合でも被害の軽減を図るために、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していくための取り組みを記載しております。

栃木県さん、群馬県さんにおかれても御協力をいただいております、減災対策協議会における取り組みなどもこちらに含まれております。

42ページに飛びますが、25行目からは5. 2. 2、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持として、利水面での取り組みについて記載をしております。平常時の正常流量を維持するための対応ですとか、渇水時の対策が必要となった場合の対応を記載している箇所になります。

43ページからは、5. 2. 3としまして、河川環境の整備と保全に関する事項ですが、それぞれ河川の維持に関する内容としまして、環境面での内容としまして、水質ですとか、自然環境の保全などに関する取り組みを記載しております。

こういった実際の取り組み、メニューが5章に記載をされておまして、45ページの第6章には、その他河川整備を総合的に行うための留意すべき事項を記載しておまして、こちらは例えば6. 1、流域全体を視野に入れた総合的な河川管理、それから6. 2、地域住民、関係機関との連携・協働、6. 3のダムを活かした水源地域の活性化、6. 4の治水技術の伝承の取り組みなど、総合的な観点から取り組むべき内容について記載をしている箇所になります。

また、1枚めくっていただきますと、概要資料のほうにも、パンフレットにも同様の図がございますけれども、計画対象区間を示した図面をつけております。さらにこれ以降は附としまして、計画諸元表などの図面を整理させていただきました。

原案の本体につきましては、以上になります。

4. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、次第に従いまして、次の資料2、当面の進め方についての説明をさせていただきます。

きます。資料2のほうをお手元に御用意いただけますでしょうか。

当面の進め方ですが、本日のこの会議でお示しをさせていただきました、渡良瀬川水系河川整備計画原案について、公表の上、各者へ御意見をお聞きしてまいります。

二つ目ですが、来週の8月8日には、「第2回渡良瀬川有識者会議」を開催しまして、有識者の皆様に御意見をいただきます。

三つ目になりますが、関係する住民の皆様に郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を8月上旬から約1カ月間行う予定でございます。

四つ目ですが、さらに公聴会について記載をしております。公聴会における公述人の募集を行います。公述対象者は栃木県、群馬県に在住の方を対象としまして、8月上旬より募集を行います。

二つ目の丸は、公聴会の概要をお示ししておりますが、9月上旬に栃木県足利市と群馬県太田市の2会場を予定しております。

資料2の当面の進め方については以上でございます。

続いて、参考資料2としてお配りしております、渡良瀬川における河川整備の効果について、水害リスク評価の試行と書いてございます資料をごらんいただけますでしょうか。

1枚めくっていただきますと、本資料を公表する背景について、記載をしております。平成27年8月に社会資本整備審議会の会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」というものが答申をされております。

答申には、想定し得る最大規模の外力まで水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されております。

渡良瀬川では、平成27年7月の水防法改正を踏まえ、様々な外力による浸水想定を平成29年に作成・公表したところですが、本資料の内容は本日御説明しました河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合に、様々な規模の外力に対する水害リスクの変化を試行的に取りまとめたものになります。

こういった試行は、河川整備計画（原案）に定めた治水対策のメニューは、整備計画で目標とする規模の洪水に対して被害を防止する等の目的によるものですが、それを上回る外力が発生した場合にも整備をしたことによって、被害が軽減されるか、あるいは少なくとも、より被害が大きくなることなどがいないかを確認するといった目的で実施するものがございます。

2 ページは検討の計算条件をまとめておきまして、確率規模別の外力条件を整備計画規模から想定最大外力の4段階で設定をしております。

めくっていただきまして、3 ページをごらんいただきますと、先ほど御説明させていただきました河川整備計画（原案）を盛り込んだ事業メニューをお示ししております。

4 ページは、氾濫シミュレーションを実施する際のブロック分割を示した図となっております。左右岸で大きな支川等を区切りとして設定したのになっております。

5 ページからが水害リスクの評価結果となっております、それぞれのブロックで各1 ページ説明をさせていただいているような形になります。

赤いバツ印を破堤地点として仮定した場合の結果となっております。

確率規模ごとに現況と整備計画メニュー整備後の最大浸水深図を左右で見比べられるように並べておきまして、下の方のグラフについては、被害額、それから浸水面積、浸水区域内人口などを指標としまして、想定被害曲線、リスクカーブと言われるものをお示ししております。

例えばですが、被害額を指標としたリスクカーブを御覧いただきますと、整備計画規模の洪水に対しては赤い線、現況のところでは約100億円の被害が発生しているような想定になっておりますが、これはまずブロック1です。5 ページについてのグラフに關してですが、100億円の被害が河川では想定されておりますが、整備計画メニュー、整備後の青の線では、被害が発生しないという結果となっております、整備計画の整備メニューの効果が確認できると思います。

さらに、確率規模が大きくなるにつれて、被害額は大きくなっているものの、整備計画メニューが整備された後の青の線は、赤い線、現況の線を下回っております、施設整備による効果が確認できるかと思ひます。

現況と整備後で、あきらかな被害軽減というのは確認できない氾濫ブロックもございませうけれども、現況よりも整備後のほうが被害は大きくなってはいない、つまり悪化はしていないということはこの資料によって確認することができるかと思ひます。

こうした水害リスクの評価も踏まえまして、上下流、左右岸の安全度のバランスなどに留意しつつ、着実にハード対策を進め、洪水に対する安全性の向上を図るとともに、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合に備えて、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するなど、洪水氾濫に備えた社会全体での対応を進めていく必要があると考えております。

長くなってしまいましたが、資料の説明は以上になります。

○河川調査官

我々が用意した資料は以上のとおりとなります。

それでは、お示した内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただき、所属とお名前を言っていただいた後に、御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。栃木県さん、どうぞ。

○栃木県県土整備部次長

栃木県県土整備部次長の森戸でございます。本日は県土整備部長の江連が所用のために出席できませんので、代理でまいりました。

ただいま御説明がありました原案につきましては、特に異存はございません。第1回の関係県会議で申し上げました内容につきまして、整備計画に位置づけしていただいたということで、本当にありがたく思っております。

続きまして、何点か申し上げたいと思いますが、まず本川渡良瀬川におきましては、中橋の架け替えや堤防の整備など、県民の安全・安心を確保する上で非常に重要と考えてございますので、早期整備を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、支川であります旗川につきましては、県管理区間の整備の必要性が高まっているところでございまして、その下流の直轄管理区間につきまして、早期の整備をあわせてよろしく願いしたいと思います。

また、現在改修を進めていただいております、秋山川につきましても、引き続きの整備をよろしく願いいたします。

それから、当面の進め方ですが、これにつきましては特に異存はございませんが、関係市町への説明をしていただくなど、地元に対する丁寧な対応をよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

群馬県さん、どうぞ。

○群馬県河川課長

群馬県の河川課長の平山でございます。群馬県におきましても、中島県土整備部長の公務が重なっておりますので、代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

本日お示しいたきました資料につきまして、群馬県としましても、特段意見はございません。その前提で、あと3点ほど意見といいますか、要望をお話しさせていただきたいと思っております。1点目は資料1でお示しいたきました整備計画（原案）につきまして、まずは計画を早急に策定していただいて、位置づけられた事業を整備期間内に着実に進めていただきたいということでございます。また、折しも今年はカスリーン台風から70年ということでございますけれども、やはりカスリーン台風の被害を繰り返さないというのが、流域全体の願いでもありますので、整備計画のさらに先の方針レベルの整備に向けて、より一段の整備促進、治水対策の推進をお願いしたいと思います。

2点目ですけど、当面の進め方につきまして、昨今の水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の公表等を踏まえて、かなり沿川の市町村、住民の方におかれましても、こういった治水対策に対する関心が高まっておりますので、これからいろんな方の意見を聞いて整備計画をつくっていくに当たりましては、市町村の意見・要望を極力反映した形で最終的な計画として取りまとめていただくよう、お願いしたいと思います。

あと、3点目としまして、参考でお示しいたきました水害リスクの評価の関係ですけれども、先ほどの洪水浸水想定区域図では、浸水エリアと浸水深に加えて浸水の継続時間というものも今般新たに公表されておりますので、例えばこの整備計画レベルの洪水とか、方針レベルの洪水で施設整備によってどれくらいその浸水継続時間が減るかというようなことも、今後併せてお示しいただけると各地域におけるいろんな減災対策とかの検討の際にも参考になると思っておりますので、そういったところも御検討いただければと思います。

いずれにしましても、ハード対策とソフト対策、国の減災対策協議会の取り組みも含めて、治水対策の推進をお願いしまして、意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは、私のほうからいただいた御意見につきまして、少しお話しさせていただきたいというふうに思います。

まず、早期整備等についての御意見がございました。そちらにつきましては、整備計画原案にお示ししました堤防の整備、あるいは支川の整備などにつきまして、治水安全度のバランスであるとか、上下流や本支川のバランス等を図りつつ、段階的、着実に整備を進めたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、中橋などの橋梁の架けかえなどにつきましては、地元の御協力もいただきながら栃木県さんを初めとした、関係機関の皆さんと調整を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いしたいと思います。

また、当面の進め方につきましても、御意見をいただきました。市町村の皆様と日ごろより様々な形でコミュニケーションをとらせていただいているところでございますけれども、正式には河川法の第16条の2、第5項に基づく関係知事への意見聴取の際に、県知事が意見を述べようとするときに、あらかじめ関係市町村の皆さんに意見を聞くことになっておるということでございますので、その際には御協力をよろしく願いいたします。

また、渡良瀬川河川整備計画については、早期に策定すべく今後とも関係県の皆様と双方の場を理解しながら、検討の内容について認識を深めていくことをしたいと考えてございますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、水害リスク等の表現の話も御意見をいただきました。これから、我々が整備する内容、あるいは現状を含めて、しっかりと皆様方にお伝えするような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、必要に応じて県さんを通じて、いろんな情報を発信させていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、本日はいろいろと貴重な御意見、御見解をいただきまして、まことにありがとうございました。また、もしさらに御意見等ございましたら、改めて書面でいただければというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。その他、特に何かございましたら、よろしく願いいたします。

○栃木県県土整備部次長

今回の会議とは直接関係はないのですが、明日本県の佐野市で、利根川治水大会が行われますので、御協力よろしく願いいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○河川調査官

それでは、これをもちまして、「第2回渡良瀬川河川整備計画関係県会議」を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、まことにありがとうございました。

— 了 —